

瀬戸市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市広告掲載取扱基本要綱(以下「基本要綱」という。)に基づき、瀬戸市が管理するホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告(市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。)とし、広告の範囲は、基本要綱第2条に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しない。

- (1) 社会問題についての意見広告
- (2) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (3) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
- (4) 商品先物取引及び金融先物取引など利殖を目的とした投資、投機の斡旋、勧誘、募集等を専ら行うもの
- (5) 本市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (6) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 必要以上に購買欲をそそると思われるもの
- (8) 求人広告及びこれに類するもの
- (9) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (10) 占い、運勢判断に関するもの
- (11) 申込者が私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) 申込者が債権取立て、示談引受け等を業とするもの
- (13) 申込者が法令等に基づく必要な許可を受けていないもの
- (14) 申込者が民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続中のもの
- (15) 申込者が暴力団員又は暴力団関係者が申込者である法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの
- (16) 申込者が社会問題を起こしているもの
- (17) 申込者が各種法令に違反しているもの
- (18) 申込者が市税等を滞納しているもの
- (19) その他前各号に属さないもので市ホームページに掲載するバナー広告として適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、市が指定するものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とし、連続する掲載期間は当該年

度内とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は市長が定める。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 上下60ピクセル 左右120ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG形式で静止画
- (3) データ容量 5KB以下
- (4) デザイン及び色彩 市のイメージを損なわないものであること。

2 次の表記は使用しないこととする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス (入力できるように見えるもの。)
- (5) プルダウンメニュー (下に選択肢があるように見えるもの。)

(広告の募集方法)

第6条 市長は、広告の募集を市ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 市ホームページへの広告掲載を希望する者は、瀬戸市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかに掲載の可否を決定するものとする。

この場合において、市長は、必要に応じて、瀬戸市広告審査委員会の審査に付し、その結果を参考として可否を決定するものとする。

2 広告掲載は先着順により掲載するものとする。ただし、当該年度内の募集枠が終了し募集を打ち切った場合は、次年度の募集に関し、あらかじめ募集再開日を告知するとともに、同日に提出された申込に関し抽選により順位を決定することとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、瀬戸市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、1枠につき月額10,000円(消費税込み)とする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告原稿の作成等)

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、瀬戸市ホームページ広告申込内容変更届(様式第3号)により、変更を希望する日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(3) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、瀬戸市ホームページ広告掲載申込書又は、添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主から掲載取り下げの申出があったとき。

(4) 広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が変更され、広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないとき市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、瀬戸市ホームページ広告掲載取消等通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第14条 前条第1項第4号及び第5号に該当する事由により市が被害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は瀬戸市ホームページ広告

掲載取り下げ届(様式第5号)により広告掲載の取り下げを希望する日の1週間前(複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前)までに市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第16条 広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

4 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

5 前3項の規定により還付する広告掲載料は、その三十分の一に相当する額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割りによって計算して得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

6 広告掲載料の還付を受けようとする者は、瀬戸市ホームページ広告掲載料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、市ホームページへの広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。